

- ・官公庁発行の証明書類については、申請日時時点で3か月以内に発行されたものを提出すること。
- ・表中において「◎」は必須提出書類、「△」は必要となる場合に提出とする。

## 1 提出書類一覧

No.	書類名	提出	複写	備考
1	使用印鑑届（様式5）	◎	不可	法人で個人名印を使用印として押印する場合は、必ず社印も押印すること
2	委任状（様式7）	△	不可	契約に関する権限を支店長等に委任する場合のみ提出が必要
3	印鑑証明書	◎	可	拡大・縮小コピーは不可
4	商業登記簿謄本 （現在事項全部証明書）	◎	可	履歴事項全部証明書でも可
5	財務諸表類	◎	可	直近1年間の財務を示す下記のもの ① 貸借対照表 ② 損益計算書 ③ 株主資本等変動計算書
6	納税証明書 （国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3）	◎	可	<※1参照>
7	高槻市税の完納証明書	△	可	高槻市内に事業所等のある法人のみ提出が必要 <※2参照>
8	暴力団排除に関する誓約書 （様式8）	◎	不可	
9	債権者登録（兼口座振込）申請書 （様式9）	◎	不可	

## &lt;※1&gt; 国税に関する納税証明書について

国税の納税証明書の請求先は税務署となります。

書面による請求のほか、国税庁ホームページにてオンラインでの請求も可能です。

請求方法の詳細については直接住所地を所轄する税務署へお問い合わせください。

（参考）茨木税務署 茨木市上中条 1-9-21 Tel: 072-623-1131（自動音声案内）

## &lt;※2&gt; 高槻市税の完納証明書について（高槻市内に事業所等のある法人のみ提出が必要となります。）

高槻市税の完納証明書の請求先は、高槻市 税制課（総合センター 1F 23番窓口 Tel 072-674-7824）です。

申請する場合は、次のことに注意してください。

- I. 窓口に来られる方の「本人であることを確認できる書類」（例：運転免許証、マイナンバーカード等）が必要です。
- II. 法人の場合、法人の印が必要です（押印された税証明交付申請書または委任状をご持参された方は、不要です）。
- III. 代理人が申請する場合、委任状と代理人の本人確認のできるものが必要です。
- IV. 金融機関等で納付いただいてから市で収納確認ができるまでに最長2週間程度かかりますので、市税納

付後すぐに証明書を請求される場合、金融機関等で納付の方は領収証書を、口座振替をご利用の方は引き落としされたことが確認できる預金通帳等をご提示ください

- V. 新規に高槻市内に本店、支店等を開設した法人で、高槻市税の納税義務が未だ発生していない法人が証明書を申請する場合は、高槻市税制課に受理された法人等設立開設申告書（控用）をご提示ください。

## 2 提出部数

必要書類各1部（1 提出書類一覧で十分確認のこと）

## 3 提出書類（様式5～9）の記入要領

### (1)使用印鑑届（様式5）

参考資料1を参照の上、記入してください。

#### ①使用印鑑欄

- ア 見積り、入札、契約の締結等に使用する印鑑を押印してください。
- イ 代表者が実印を使用して自ら契約等を行う場合は、実印を使用印として届出をしてください。
- ウ 代表者が実印を使用せず、契約等の行為に使用する印鑑を別途定めている場合は、その印鑑を使用印として届出をしてください。
- エ 代表者以外の者（支店長、営業所長など）の名で契約等を行う場合は、その者の使用する印鑑を使用印として届出をしてください。
- オ 法人で個人名印を使用印として押印する場合、必ず社印も押印してください（この場合、高槻市における見積り、入札、契約の締結、代金の請求及び受領の際、使用印とともに社印の押印が必要です）。

### (2) 委任状（様式7）

代表者以外の者（支店長、営業所長など）の名で契約等を行う場合に、参考資料3を参照の上、提出してください。

※委任者（実印）・受任者（使用印）双方の印鑑を押印してください。

### (3) 暴力団排除に関する誓約書（様式8）

申請時に必ず提出してください。

誓約・同意事項を確認し、「はい」「いいえ」のどちらかを○で囲んでください。（押印は不要です）

提出いただけない場合や、全ての事項に誓約・同意いただけない場合、申請の受付は行いません。

### (4) 債権者登録（兼口座振込）申請書（様式9）

記入例を参照の上、記入してください。

※代表者以外の者（支店長、営業所長など）の名で契約等を行う場合、必ず様式6の受任者欄の内容を記入し記入し、受任者（使用印）の印鑑を押印してください。

## 4 提出時の注意事項

- (1)申請書等の記入例を参考にして、記入漏れ・印鑑の押印忘れのないようご注意ください。
- (2)鉛筆や消せるボールペン等の訂正の容易な筆記具は使用しないでください。
- (3)文字等を訂正する場合、代表者の訂正印が必要です（修正液、修正テープによる訂正は不可）
- (4)提出書類について、ご確認等させていただく場合がありますので、提出書類一式を必ずコピーし、お手元に保管しておいてください。